



写269 旧・正福寺跡(点線内)
田結庄是義が切腹したところ

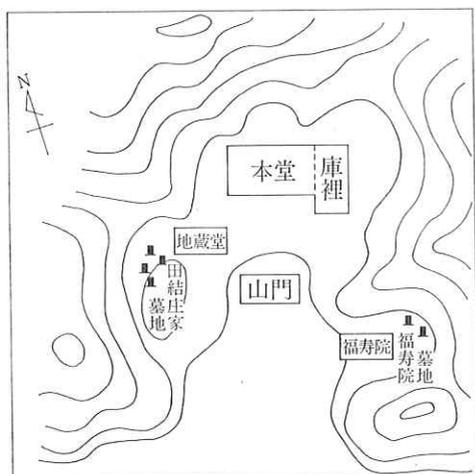
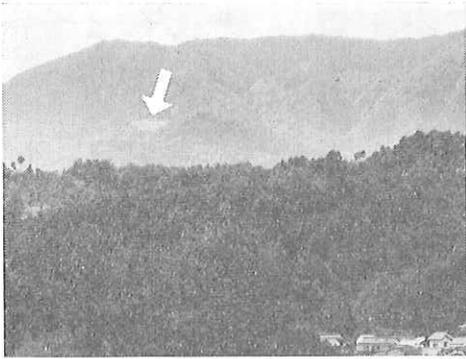


図64 旧・正福寺推定配置図

中世寺院の 乱世を生き
崩壊 抜いた市内
の中世寺院の多くは、天
正期(一五七三)まで
に廃絶した。限られた豪
族や富裕者を大檀那とし
て、氏寺または菩提所と
して維持されてきた中世
寺院は、応仁の乱前後か
ら安土・桃山期に至る動

第九章 江戸時代の宗教

第一節 近世寺院の出發



写270 但馬文教育から見た祇山と福成寺跡(矢印)
右手前は戸牧第一団地



写271 文常寺の聖観
音立像
像高 67.2cm、平安末の作
要文化財
やす
尊である
財。像の重
（国指定）
と混同され
こちらが本

乱、特にいわゆる天正の秀吉征伐によって加護者を失い、焼かれたり、寺領を失って退転を余儀なくされたのである。山名の部将・田結庄は義の菩提寺・正福寺（旧）が天正三年、田結庄氏滅亡と運命をともしたのは、

その一例である。次表によっても、市内廃転寺院の廃寺期がほとんど天正期に集中し、幕末・明治初期がこれに次いでいることがわかる。

既述したとおり現在、市内の大字・

小字名で何らかの意味で宗教施設に関するものが一九一もあり、うち明らかに寺院号を伝えるものが二七、すでに公簿上で用いられなくなっ
た地名を含めると、その数はさらに増える。現存するもの九（金剛寺
など）、ある程度、存在を裏づけることができるもので次表に加えた
もの八（観樂寺＝閑楽寺など）、不明のもの一〇（清冷寺など）であ
るが、地名にも口伝にも名を残さずに消えた寺院は庵などを加えると、
おびただしい数に上ると推定される。

この表の廃転寺跡で、現在も残っているものが多い。同じ寺域に後
継の社寺の残るものを除き、寺跡らしい面影や石造遺物を残すものが
ある。

表91 市内廃転寺院（庵など、および名跡と系譜をそのまま現存寺院が受け持っているものを除く）

山号	寺号	所在地	宗派	創建	廃転	系譜(大字は現存社寺)
愛宕山 (勝利山) 尾崎山	宝城寺 正法寺 深谷寺	山上町 野垣 野山	真言宗 同 真言宗	元和5(1619) ? ?	明治4 同上 天正年間寺領没収 承応年間(1682~)退転 天正年間	勝利山・雲階寺 →愛宕神社 →金刀比羅神社 →日吉神社 →野垣観音 →薬師庵→薬師堂 (曹洞宗・一乗院末)
平瀨山 見山	二観寺 普養寺 光西寺 大蓮寺 寿永寺	元小瀬 野田 目江 宮野井	同上 同上 同上 同上 同上	天文年間 ? ? ? 承和1(834) 以前	? ? ? ? ?	→頂福寺 →?西光寺 (大岡十二坊) →徳養寺 (定額寺)
祇林山 祇林山	福高寺 成福寺 松尾寺	成寺 同上 下福	真言宗 同上 真言宗 同上	同 上 ? ?	天文13(1544) 文明1(1469) 同 同	→文帝寺 →(出石へ) 同 同
清峰山	見性寺 西崇寺 千眼寺	上境 同上 庄森	真言宗 同上 真言宗 同上	天文3(1532) ? ?	天文14(1545) ? ?	庵→(出石へ) →盛重寺

紫光山	三坂寺	正法寺	真言宗	神龜3(726)?	慶長1(1596)?	→安樂寺
万代山	金胎寺	九日市下町	真言宗 →法華	?	?	→妙境寺 →妙經寺
熊野山	善藤寺	上	真言宗 →淨土真宗?	建久8(1197)	永正8(1511)?	{ 新宮寺 信樂寺 久麻神社
	養性院	岩	天台宗	?	天正年間	→養原寺
	自光明寺	井上	同上	?	同上	→自性院
	神通寺	同	同上	?	同上	→大聖寺
	字眼寺	加	同上	?	?	→帶雲寺
	太平寺	氣畑	同上	?	天正年間	{ 明元寺 淨教寺 東樂寺
	乘大寺	比上	天台宗	?	寛永12(1635)	→觀正寺
	珠安寺	上老	同上	?	寛永年間	→淨徳寺
	東福寺	三長	天台宗 →真言	?	?	→東福寺 慈尊寺
	本光寺	船老?	臨濟宗	?	?	→東福寺 慈尊寺
本光山	正覺寺	津	蓮華宗	正徳年間?	延徳3(1491)?	→(出石へ) 本高寺
	妙境寺	九日市下町	日法宗	?	明治4	立正寺末
	善念寺	比坂	同上	?	天正年間	→妙經寺
法海山	善瑞寺	三	同上	慶安1(1648) 延宝2(1674) (田辺か、ら移す)	昭和25	来迎寺末(文久1、維末) 同上。京極家菩提寺。 神葬札に代えて現存
宝山					明治3	

大悲山 (宝溪山)	晴雲寺	新正寺	同	上	江戸初期 延宝2(1674) 以前?	嘉永6(1853) の記録がある 明治2、観音院に合併	同上
興国寺	正福寺	野日野	同	宗? 宗? 宗?	?	明治6	同上
興国寺	永松寺	掘野	同	上	文治? 建久?	天正年間	興国寺末→楊枝院末 帶雲寺末
瑞雲山	洞願寺	木内寺	同	上	?	同上	同上
大雲山	祥雲寺	雲宮寺 ^上	(天宮宗または真言宗と見られる)	?	元禄11(1698)	明治30	長松寺末
大竜山	安養寺	香駄下坂	?	?	?	天正年間	→興国寺
	光蓮寺	鉢山坂	?	?	?	?	→万休寺
	水泉寺	鉢山坂	?	?	?	?	→堂
	鉢山寺	鉢山坂	?	?	?	?	
	光来寺	鉢山坂	?	?	?	?	
	仙經寺	九日市下町	?	?	?	?	→瑞峰寺
	瑞宝寺	大原	?	?	?	?	比久尼寺とも
	如光寺	九日市中町	?	?	?	中世末	時宗・西光寺末 →観音堂



写272 光妙寺(光行寺)の親鸞聖人絵像の裏書「□亀3年。城崎郡城崎村」とある。

廃絶後、境内社が独立したものと、奉祀仏を神号に切りかえたものがある。

近世寺院の

編成

こうした状況の中でも、執拗に法統とその存在を維持した寺院もあった。光行寺(当時・光妙寺)の本尊絵像の裏書に「□亀三年。城崎郡城崎村。光妙寺」とある。付記された本願寺門主名や干支から□は「元」と推定される。光行寺は六地藏村(現在の六地藏・小田井・滋茂の一部)が「城崎町」と呼ばれていたころ高屋村から移ってきたとの伝承があり、六地藏村は後に堀川の掘削によって両断されているが、元龜三年(一五七二)には光行寺は現位置にあったわけである。

光行寺が存続できたのは、寺伝によれば永仁元年(一一九三)、後の浄土真宗に転向していたことにもよると考えられる。多くの中世寺院のように、その存立基盤を郷土、豪族のような大檀那にたよることなく、広く一般庶民を信者として維持された真宗寺院なればこそであったろう。光行寺がその後、近辺に二〇ヶ寺前後の末寺を持つに至る地域の有力寺であったことから元龜以来、寺勢に特に転変を見ることもなかったであろう。次には廃絶しかけた寺院を復興して、近世的有力寺院としての手がかりをつかんだ例に養源寺がある。養源

掲出の寺院は寺院号で呼ばれたものに限ったが、表に取り上げない庵・道場などで寺院号を称していたと思われるものもある。表中、「開創」が十世紀以前のものは(不詳)の意味と理解した方が無難である。表中に掲出の廃寺を前段階とする系譜に神社がくるものは、近世までの神仏習合の実態を示すもので寺院

寺は兵火にかかった奈佐地区の養寿院（天台宗）を慶長元年（一五九六）、現地に転じて曹洞宗で再出發させたものである。これは、天正期以降に、新しい豊岡城下町を形成するために誘致されたものと考えてよい。

同じ事情のもとで、誘致によらず所在の祠堂を寺地に昇格させたのが来迎寺（浄土宗）である。天正八年（一五八〇）とも慶長元年（一五九六）ともいう。

山名氏に代わった織豊勢力は、既成の権力と密着してきた宗教勢力を破却し、新しい権力体制に即した宗教的権威をよりどころとする民衆鎮撫の工作として、寺院を編成し直した。

この傾向は、いったん没収した寺地・寺領を寄進・安堵する形で進められ、幕藩体制確立期に入ると同時に寺院は、幕府の本末制・寺請制てらうけによる寺院統制・民衆統制の枠組の中へ組みこまれ、近世寺院としての体制を確立していくのである。

第二節 寺院の急増

近世の寺檀 江戸幕府開府の慶長八年（一六〇三）の時点で市内の浄土真宗寺院は光行寺だけであったが、元関係と墓碑 禄七年（一六九四）には七ヶ寺（現在、十二ヶ寺）になっている。この間、但馬では同宗寺院は三ヶ寺が八二ヶ寺に激増した。

市内曹洞宗寺院は、養源寺一ヶ寺（あるいは長松寺・帶雲寺を含む三ヶ寺）が九ヶ寺（現在、二四ヶ寺）にふえた。次表は市内墓地中十七ヶ所の紀年墓碑調査表である。少なくとも現存する紀年墓碑の数は、享保期を境に爆

表92 市内紀年墓碑調査表（僧侶墓碑を除く）

年代	市内旧上寺中 3ヶ寺の地中墓地		市内村方墓地中 14ヶ所		計	
	基 8	% 0.28	基 1	% 0.05	基 9	% 0.18
慶長まで (~1615)						
元和~正徳 (~1716)	80	2.81	30	1.47	110	2.25
享保~慶応 (~1868)	1,084	38.06	733	36.0	1,817	37.2
明治以降	1,676	58.85	1,273	62.5	2,949	60.4
計	2,848		2,037		4,885	

昭和52年現在。県立豊岡実業高校出版部郷土研究班調査

発的に増えており、数字の中に入っていない無紀年碑のほとんどはこの期以降のものと考えてよく、また村部では近年、個人碑を大量に整理して一家碑に切りかえたものが多いことを考えると、そのふえ方は一見、異常にさえ見える。

この事実が、近世初頭の寺院数の激増ぶりと密接に関っていることは、いうまでもない。今日、見られる形の寺檀関係の在り方は、建碑の一般化現象を含めて案外、近い時代に出発しているのであった。それも自然発生的に、あるいは民俗的にとりよりは幕藩体制下の寺院統制・民衆統制の政治的手段として多分に人為的に設定されたものである。

法名もなく、単なる土饅頭の形で当時、葬祭を業とした勧進坊主などによってとむらわれた庶民大衆の墓は、庶民が寺院との結びつきを強制された近世に入って、寺院の手に移った葬祭行事のよりどころとしても建碑と仏壇の設置を促されることになった。

このことは、寺院過去帳によって見ると、さらに明瞭である。登載の人数は即、寺院の葬祭件数の基準となるから、次表に見られるように寺請制が完備した元禄ごろから、爆発的に寺院の葬祭

第九章 江戸時代の宗教

表93 浄土真宗・徳証寺過去帳登載人数表

時代	年号	過去帳登載人数	1ヶ年当たりの平均人数
貞享(1688)まで	寛永	4	1.2
	正保		
	安永		
	承暦	1	0.1
	明治	2	0.3
元禄(1688)から 慶応(1868)まで	寛延	1	0.1
	文和	2	0.3
	宝享	1	0.4
	天禄		
	貞享		
	元禄	65	3.8
	永宝	84	10.5
	徳正	46	9.2
	保享	137	6.9
	文保	45	10.0
	延享	27	9.0
	寛延	56	19.0
	宝曆	30	10.0
	天明	139	10.0
	和永	94	12.0
	安政	85	9.5
	文政	97	10.0
	享和	123	10.0
	文化	50	17.0
	文政	59	5.4
天保	141	12.0	
弘化	204	15.0	
嘉永	44	11.0	
安政	97	14.0	
延久	101	14.5	
文治	13	13.0	
元治	20	6.7	
慶応	8	8.0	
	22	7.3	
計		1,787	9.93

寺院化が進んだことが分かる。徳証寺の場合は、年間一〇人程度が維持されて幕末に及んでいる。それには、従来の祖霊崇拜の習俗に結びついた近世的な「家」の成立を無視することはできない。「家」の象徴としての役割りを、仏壇と墓碑は担った。明治に入って江戸幕府と「寺請制」が崩壊した後、寺院が廃仏棄釈の嵐を乗りこえて寺檀関係を維持してこれたのも、「家」との結びつきがあったからである。近世とは「家」を排除した新民法さえ『祭具及び墳墓』の承継(第八九七条)を規定せざるを得なかった日本の精神的・社会



写273 玄武岩墓碑の
一例 (養源寺内)

的風土の、ある段階での出発点であるともいえる。

当地の墓碑材の特色は、手近に得やすい石材として玄武岩柱を多用していることで、刻字面の削平と刻字だけの手間ですむ上に、長年の風雪に耐える堅固な石質と自然石柱の風格は、他の石材の及ぶところではない。

本末制

中世寺院の反権力構造を打破して幕藩体制下に組み入れるため、中世的本末関係を近世的に制度化したのは寛永八年（一六三一）から翌年にかけての第一次本末帳作成に始まる。寺院統制のための本末制は、民衆統制のための寺請制と結びついて、寺院急増につながったのである。既存の有力寺院は末寺をふやすことで格式の向上や経済的安定を計り、宗団勢力を伸ばすことができたし、庵・祠堂・道場などは有力寺院の系列に加わることで公認寺院に昇格し、寺請権を得て檀家を確保する機会になった。

新寺の増加が、いたずらに民衆に負担を加え、二重収奪になることを恐れた幕府は「私ニ」新寺造立することを禁じたが、旧廃寺の名跡を復活するという名目で、庵・祠堂・道場などが事実上、新たに寺格を得ることになった。

元禄の第二次本末帳整備を前に、天和三年（一六八三）七月「新地の神社建立いよいよこれを停止」、元禄五年（一六九二）五月「今より後、この他新地寺院創立する事、いよいよかたく停禁」、同年七月「この後、新建の寺院の中、既に廃類に及びしは再興すべからず。ならびに庵室等寺院となすこと、いよいよ停禁」（『常憲院殿御実紀』）とたたみこむように禁令が続いたのは、禁制にもかかわらず既成事実としての新寺造立が激

増し、一部は古跡復活寺院の名目で事後承認せざるを得なかった事実を物語っているが、この期に寺格を得た市内寺院のどれが、それに該当したかは不明である。

新寺ラッシュの一息ついた宝永七年（一七二〇）四月十五日の法度では、「新建の寺社に至ては停止、已に訖りぬといへども、もし故有て望み請ふべきことあるに於ては上裁を仰ぐこと」（『文照院殿御実紀』）を許すに至っている。

何らかの形で前寺の系譜を引くもの以外に、単に名跡だけを譲り受けた場合もある。『帯雲寺文書』によれば中世末廃絶した同寺末寺中、正福寺と閑楽寺の寺号を他に譲ったとある。新・正福寺は元禄十四年（一七〇一）に養源寺末寺として、新・閑楽寺は享保十二年（一七二七）に興国寺末寺として出発したが、これら二ヶ寺はその一例にすぎない。

次表は、現存する市内寺院表である。開創期を遠く溯ることができるものでも、その間に廃絶と復興を繰り返したり、衰微してほとんどその存在を失いかけていたりする寺もあり、前述のように本来、何の由縁もないのに便宜的に旧廃寺の名跡を継いだにすぎなかったりする寺もある。だから実質的な意味では、市内寺院は一部を除いて、ほとんどが近世寺院として始まったものと見てよい。

したがって、表中の「開創」年は各寺伝に関わらず、

- (1) 実質的に寺院として今日までつながる出発点
- (2) 一時的に絶えていた、あるいは絶えかけていた旧寺の法脈・寺財などを受けて再興した時点（寺院号を変えていることもある）

表94 市内寺院

山号	寺号	所在地	開創	直接上戸期 (江)	系譜その他 (※は権とし年)
曹洞宗					
万寿山	長松寺	井石地	元享1(1321) 永享6(1434)とも	妙(長)	華嚴宗五寺跡→
松風山	江月寺	鶴合	?	同	※
永尾山	青隆寺	三原	元禄3(1690)	同	真言宗高野山松寿院→
祥源山	弥勒寺	滝	享保6(1721)	永(弥)	※
大林山	藥師寺	同上	享保8(1723)	同	※
医王山	法源寺	野岡	元文4(1739)?	同	天台宗養寿院→
家原山	養徳寺	江大	慶長1(1596)	同	真言宗蓮花寺→
遠福山	徳勝寺	篠岡	慶長11(1606)	同	
白竜山	全性寺	中央	延宝2(1674)	同	天台宗自性院→
円通山	自乘院	山本	元禄6(1693)	同	※一乘院 竜雲院 (明治27)
一竜山	乘雲院	庄境	享保14(1729)	同	天台宗神通寺→
広寿山	極楽寺	野上	室町時代	同	※
遠看山	雲休寺	雲宮	室町時代	同	
大竜山	万金勝寺	祥下	宝曆3(1753)	同	天台宗神通寺→
瑞松山	金勝寺	宮	宝曆のころ	同	※

瑠璃山	田中寺	中央町	天明3(1788)以降	同	上	※
見野山	瑞峰寺	内田	江戸前期	同	上	瑞宝寺→(元禄11年伽藍建立)
熊野山	新宮寺	福日	慶安4(1651)	同	上	善藤寺→
般若山	正福寺	伊賀	元禄14(1701)	同	上	旧・正福寺→
瑞雲山	知足寺	小岩	万治年間	同	上	※
仙遊山	長源寺	井島	元禄3(1690)	同	上	真言宗・滝見山觀音寺→
金竜山	大聖寺	井	寛保以前	同	上	※天台宗光明寺→
梅溪山	光雲寺	宮	延宝6(1678)	同	上	
。浄土真宗						
護法山	光行寺	元中	永仁1(1293)	西(興正願寺)	寺	真言宗光妙寺→
白蓮山	信楽寺	中加	慶長8(1603)	西(本願寺)	寺	真言宗善勝寺→
大谷山	淨教寺	陰陽	寛文12(1672)	同	上	千眼寺→
生宝山	徳証寺	泉町	同	同	上	真言宗徳証寺→
金色山	真光寺	同上	江戸時代	同	上	
紫雲山	西來寺	元中	寛文2(1662)	同	上	
城山	乘福寺	中央	元禄年間?	同	上	真言宗照満寺→
法乘山	照満寺	居野	元和年間?	同	上	千眼寺→
一乘山	光明寺	津引	?	西(本願寺)	上	万治2(1659)西方寺→
紫雲山	教善寺	中	正徳2(1712)	西(福成寺)	寺	

山号	寺号	所在地	開創	直接上寺 ()は江戸期	系譜その他 (※は庵としこの開創年)
松雲山	専念寺	土内	文化7(1810)	同上	(一説に明治9年寺格昇格という)
宝池山	清蓮寺	境内	享保6(1721)	同本願寺	清蓮寺(糸井)→
多喜美山	願教寺	庄	正徳ごろ	西本願寺 (本照寺)	※
尾崎山	西教寺	境	江戸時代	同本願寺	※
紫光山	安樂寺 本願教堂	城南中央	元禄7(1694) 明治5	東本願寺 (本願寺)	天台宗三坂寺→
。日蓮系					
長遠山	立正寺	中央町	天正5(1577)	立本願寺	日蓮宗 同上
法養山	勝妙寺	九日市上ノ町	?	立本願寺	真言宗勝妙寺→
正緑山	成道寺	若松	昭和41	大本願寺	日蓮正宗 法華宗 法華門立上
万代山	妙経寺	九日市下ノ町	?	大本願寺	真言宗金胎寺→法華宗妙 境寺→同妙経寺→
妙光山	本清寺	山王町	昭和21	本願寺	
養天山	日扇寺	石立	大正4	同上	
。臨済宗					
大平山	楊岐院	日撫	享保11(1726)	妙心寺 (興国寺→妙心寺)	※娥媚山とも。当初、黄檗宗 薬珠寺→東福寺→
光明山	慈等寺	宅野	江戸初期	大(宗鏡寺)	
瑞竜山	雲沢寺	三奥	慶安年間	同上	

慈雲山 清見峰	観正寺 宝勝寺 盛重寺	気倉森	比見尾	万治年間? 慶安年間。 寛文とも 元禄のころ	南禅寺 (円通寺) 同上	文明年間(1469~)→ 香火院→宝勝寺→ 真言宗千眼寺→盛重寺→
。真言宗						
進見山 医王山 華藏山 松尾山 智光山 末代山	常光寺 東築寺 西光寺 艾常寺 金剛寺 妙楽寺	城南冷 清田鎌 冷田剛 結田寺 田寺	町寺 結田寺 田寺	大正13 江戸初期 正保年間? 文禄2(1593) ? ?	正智院 (佐津)→ 東築寺鐘銘(正安1(1299))→ 野寺山とも 西光寺?→ 古文常 松尾寺	「妙楽寺」→「福祥寺」→「妙楽寺」
。浄土宗						
仏光山 深谷山 松谷山 神独山 檀	来迎寺 浄徳寺 頂福寺 浄蔵寺	中央町 畑上戸 瀬戸郷	町寺 上戸郷	慶長1(1536) 寛文1(1661) 慶安4(1651) 慶長3(1593)	知恩院 (同来迎寺) (同同上) (同蓮生寺)	光明堂→ 天台宗浄大寺→ 真言宗光蔵寺→
。時宗						
宝珠山	西光寺	九日市上ノ町	宝曆2(1752)	清光寺 (浄光)	西光寺(元享1(1321))→	
。天台宗						
昭栄山	法光寺	塩津	昭和5年12月3日	延暦寺		

(3) 庵・道場・祠堂としての出発点（すでに寺院号を称している場合がある）

(4) 前項のものが、法脈の継承如何を問わず旧寺の名跡を受けて寺となり、本山から寺格を認証された時点

(5) 同じく寺格を公認された時点

(6) 明治以降および戦後の宗教法人登録によって庵や道場が寺号を得た場合は、庵や道場としての開創時（日蓮系を除く）（表中※印）

など、主として近世寺院としての出発点を示したものである。寺歴の古い長松寺でも中世と近世の間に、一時的に中絶状態にあったと思われる。史料などの不備から全寺院の開創年の設定を統一することは困難であるが、明治以降の新設寺と中世以来のものを除いては、その「開創」期が大体、本末制への繰入れ完成期と見てよい。市内寺院の本末制整備は、各宗本山・上寺の当時の本末帳や、明治以降の神社取調帳が失われているなど決定的な資料を欠いているものの、領国中心に宗派を問わず集中的に推進された気配がある。豊岡領の場合、寛永に始まり京極家移封の寛文八年（一六六八）を中心に急速にまとめられたものと見られる。

真言宗と日 三江地区・鎌田の文常寺（真言宗）の場合、

蓮宗 「延宝五年（一六七七）、高野山南院より譜代の院号を受く」

「貞享元年（一六八四）、高野山南院より院職を請じ伝法の灌頂を受く」

とあり、中央町の立正寺（日蓮宗）の場合、

「延宝年中、立本寺（京都）に属す。本山通師に擢され永代聖号を許さる」

「貞享二年、立本寺より宝塔を受く」

表95 浄土真宗・光行寺系市内各寺院木仏等裏書年代表

寺 院	裏書き	開基仏絵像	木 仏	祖 師 絵 像
乗 福 寺		明応9年2月2日 (1500)	正徳6年2月22日 (1716)	(同 左)
西 楽 寺			寛文12年12月 (1672)	
徳 証 寺		永正6年11月28日 (1509)	寛文12年12月24日 (1672)	正徳6年2月17日 (1716)
真 光 寺				天明8年2月13日 (1788)
信 楽 寺		永正8年11月28日 (1511)	慶長9年9月3日 (1604)	明暦3年4月11日 (1657)
浄 教 寺			寛文12年12月3日 (1672)	正徳3年2月23日 (1713)
明 元 寺				文化10年4月23日 (1813)
照 満 寺		永正12年3月 (1515)	慶長14年6月25日 (1609)	寛永元年12月17日 (1624)

(空欄は裏書不明か、開基仏絵像の場合は絵像が存在しない場合)

とあって、宗派をこえて延宝・貞享の間に本末関係が完成されたことを示している。

浄土真宗

泉町の徳証寺は真言宗・徳証寺の系譜を引き、中世末から下陰村の門徒惣道場であったと見られるが、寺記に、

「寛永十三年（一六三六）、領主の徴召に応じ竹屋町に引越し以来、光妙寺配下となる」とあり、寛文十二年（一六七二）に本山から木仏を付与され、貞享元年に光行寺地中に入っている。

上表は浄土真宗・光行寺系市内寺院の各裏書年代表である。開基仏絵像年代は各寺が興正寺系真宗道場として本山・本願寺の認証を得た年代で十六世紀当初、興正寺の教線が広くこの地方に伸びたことを物語っている。

時代が下り木仏が絵像に代えて下付される

ことになるが、信楽寺と照満寺の二ヶ寺は本末制施行前に直接、興正寺を経て下付されたものであり、その他は本末制施行に伴って上寺・光行寺を手次ぎとして寺格昇格を前提に付与されたものと見られる。祖師絵像は正式な寺号認可証ともなるもので、その年代からは照満寺は本末制施行前にすでに寺号を認証されていることがわかる。徳証寺記録から感じとられる反発的雰囲気といい、これら両寺の例といい、特に浄土真宗について近世本末制のもつ内在的矛盾の一端を示すもので、江戸後期の本末争論につながる遠因を示唆するものである。

興正寺教線

先に一部、触れているように文明十四年（一四八二）、仏光寺を出た経豪は本願寺に帰参、蓮如から蓮経の名を与えられ、山科に一寺を建てて仏光寺の前名・興正寺を名乗った。仏光寺派は本願寺派とは異質の集団で門徒獲得に名帳と絵系図を用いる特異な現実路線で教線を伸ばした。この路線のために仏光寺派は本願寺派から異端の扱いを受けたが、興正寺は本願寺の下に入ったとはいえ相対的に独立しており、名帳・絵系図という布教方法を継承して十六世紀以降、畿内をはじめ西国にその教線を飛躍的に伸長させたのである。

安楽寺は元禄七年（一六九四）、第二次本末帳整備の過程で福成寺系興正寺門徒道場から東本願寺派へ移ったものであるから、市内および周辺の中世末に始まった浄土真宗寺院や道場は、すべて西本願寺系興正寺門徒として出発しており、このような偏りは全国的に見て特異なものである。この興正寺教線の但馬における独自のよりどころがどこにあったのかは不明である。

惣道場と道場

浄土真宗寺院のほとんどは半僧半俗の毛坊主が主宰する道場または惣道場（村持ち）をその前身とし、道場は手次ぎ寺を通して本願寺につながって、始源的な本末関係を形成していたが、



写274 惣道場の名残りを留める堂
(上佐野公民館)

近世本末制はこの関係の再編を強行したわけである。上佐野と沖加陽・目坂に現存する堂は、遅くとも江戸期の出発と見られる惣道場の面影を残している。上佐野は、木仏と聖徳太子・高僧絵像(裏書は不明)が残っており、口佐野を含めて佐野全体が寺院を持たない地域として、寺院への昇格が計られたのかも知れない。上寺・善教寺との関係、惣道場としての宗教的機能も維持されており、道場と寺との接点にあったものと見られる。

曹洞宗

曹洞宗寺院は、もとはほとんどが他宗寺院か、庵または祠堂であったといわれるが、養源寺系寺院の世代開山入り年代は次表のとおりである。養源寺世代(各代)を勧請開山とする年度が末寺入り完成の年代と見られ、それらが四世・徳外に集中している点からも、寛文・延宝期が中心である。伝法開山は、すでに末寺入りしている寺院に、何らかの事情で遅れていた養源寺の法統の投入があったことを示すものであろう。この時点で、その寺は実質的に譜代の体裁を整えたものに見えることができる。

十三世・如宗を伝法開山とした自性院では、宝暦十二年(一七六二)九月「これまで町並に触致すところ、願にて町寺四ヶ寺の内へ相成、寺社奉行より御触等仰付られ町支配これなく」(『鳥井』)ということになった。「町支配」とは祠堂なみの扱いであって、上寺の法統投入後、始めて寺社奉行管轄に入ったというのであれば、それまでの上寺との本末関係および公認寺院としての資格は、どのようになっていたのであろうか。「町寺四ヶ寺」とは明らかに、光行寺・養源寺・来迎寺・立正寺で地

表96 曹洞宗・養源寺系市内寺院への世代開山入り年度表

養源寺	勅							法			
	開山年代	2	3	4	5	7	8	9	13	14	16
世和	南州	環室	徳外	香炊	月心	洪覚	天産	如宗	華林	俊竜	
尚名	1615	1643	1674	1698	1730	1732	1743	1765	1765	1788	
没年											
帶雲寺	1661～	1661～	1661～								
新宮寺			1651								
知足寺			1658								
全勝寺			1674								
長源寺			1674						○		
乘雲寺			1661～								
光雲寺			1678								○
自性院			1693					1763			
金勝寺			1764～						○		
瑞峰寺		1624							○		
徳養寺	1652										
正福寺						1701					
極楽寺				1673～							
大聖寺									1736～		
田中寺											○
万休寺							1753				

(年度の数字は開山入り。寺名の数字は元庵支院)

各末寺院への開山入り年度
 ○印は世代の開山入り

方での上寺としての地位を確立している四ヶ寺を指している。これ以外に「町」内の寺院として当時、存在したのは徳証寺・真光寺・西楽寺・乗福寺の光行寺地中四ヶ寺の他に安楽寺の浄土真宗寺院の五ヶ寺と、浄土宗・来迎寺末の晴雲寺、曹洞宗・養源寺末の自性院の計七ヶ寺である。法統投入により実質的にも養源寺譜代の体裁を整えた自性院が、上寺級四ヶ寺並の扱いを受けることを認められている。他の六ヶ寺との間に、どのような事情の違いが認められたのか。『鳥井日記』のこの箇条は、江戸時代の本末制・寺請制に関わる寺院の領国や町方との統制関係の一端を示唆するが、同じ公認の寺請寺院でありながら、寺社奉行支配と町支配を區別した基準が何か不明である。

帯雲寺の場合、養源寺四世のとき末寺入りしているが、二世・三世をも勧請している点の特異で、同寺の寺伝にかかわらず末寺入りまでは他宗寺院（天台宗）であった可能性がある。

庵を除く寺院中、金勝寺の勧請開山（名譽的に師僧を開山とするもの）年度が例外的に外れている点と伝法開山（実質的な初代開山）が十三・十四世の二世にわたっている点については明確な解答を得ることはできないが、本末制整備経過の一樣態を推測させるものである。一つには、他の伝法開山寺院同様に、末寺組入れ期が四世・徳外の時で、末寺支配を強力に進める上から本寺の法統以外の晋住（入寺）を認めないという立場に立ちつつも、事情によって法統投入が十四世・華林の代に至ったか、二つには、華林代に始めて末寺入りしたとする見解である。十三世・如宗をも伝法開山としている点からは後者の可能性が強い。一〇〇年を溯って徳外を開山に勧請したのは、養源寺系本末制の中心となった徳外を権威の象徴として、末寺開山を一元化する政治的意図に基づく。この場合、本末制の整備は前後一〇〇年に及んだことになるが、末寺組入れまでに同寺が

本末制に固められた寺院界の中で、どのような在り方をしてきたのかという疑問が残る。

本末制と寺

以上、見てきたように市内各寺院の本末制は寛文・延宝期を中心に整備され、各末寺の多くは貞

請制

享・元禄・正徳の間に寺院としての体裁を整えて、寺請制に基づく檀家編成を進めたものである。つづく享保から爆発的に建碑数がふえたのは、そのためであった。

寺請とは、宗門改めにおいて庶民の一人ひとりが、ある寺の檀家であってキリシタンその他の「邪宗」の徒でないことを檀那寺が証明することである。寺請制によって、だれもが、いずれかの寺の檀那となることを強制されたが、寺院は檀家の確保で経済的安定を得、幕府は宗教的権威を借りて民衆を統制することができたのであった。

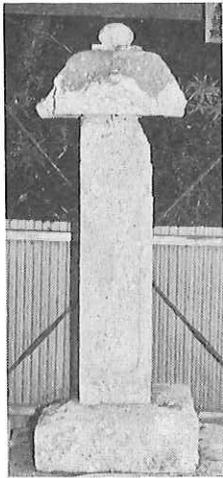
本末制と寺請制は相まって寺院を体制下の近世寺院として再編成したが、寺院は同時に権力の具に変貌、民衆教化の本質的使命を見失って葬祭寺院化した。しかし、寺院の激増と庶民の寺院への拘束は、特権階級のものであった中世までの寺院と仏教を、広く民衆化し習俗化したという反面を見逃すことはできない。

第三節 興国寺の建立

建立期の修正

元の南中学校跡地（現・関西電力敷地）は宝谷と呼ばれ、江戸時代は但馬一の大寺と称された京極領藩寺の大雲山・興国寺があった。『豊岡誌』によれば、豊岡京極家二代・高住が元禄十

三年（一七〇〇）に黄檗宗・万福寺の高泉国師に帰依、同師を開山に勧請、城地改修を幕府が許可しない不満

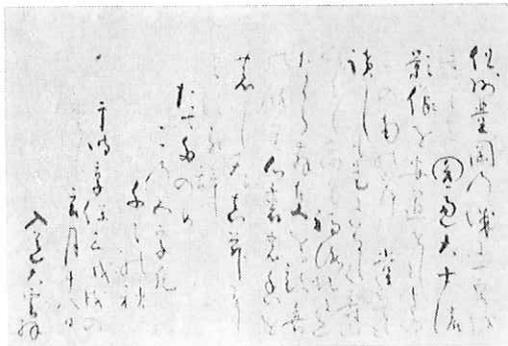


写275 大石吉之進の墓
(豊岡・大門山の旧・
興国寺墓地)

を興国寺創建に向けて完成したといわれてきた。しかし、この経緯にはいくつかの修正を迫る史料がある。その一つは延宝二年（一六七四）、高住襲封のときの分限帳ぶんげんじょうで、中に「興国寺」の文字がある。この年は元禄十三年を溯ること三〇年近く前で、寛文八年（一六六八）の田辺（舞鶴市）からの移封後、数年を経ているにすぎない。高住、十五歳の時である。その二つは、後世文書ながら高泉を「中興の開祖」としている点である。この二史料は一等史料とはいいがたい面があるが、かりにこれらの史料を前提として以下に立論する。

すでに見てきたように、領内寺院の多くは寛文・延宝期に本末を整え、第二次本末帳提出の元禄期までに近世寺院としての体裁を完成している。前封地・田辺に、興国寺に関する痕跡はない。興国寺は、木内の大雲山・満願庵寺の寺領と山号を受けた新寺である点からも、寛文・延宝期に始まり、第二次本末帳提出期に黄檗宗・天真院末として面目を一新する新建伽藍を現出させたものと見てよい。

恐らくは「中興」までの興国寺は、京極家の菩提寺としての瑞泰寺の他に、移封初代の高盛が個人の修禅堂として創建したものであろう。推論に徹すれば、竹野町須谷の臨濟宗・円通寺との関係が浮かんでくる。同寺は円通興国禅寺と呼ばれ、塔頭・玉井山普門寺開山の大体和尙は、当時の京極家家老・石束每術いづみ（大石良雄の妻・りくの祖父）の縁者といわれ、りくの次男・吉之進（丹山祖鍊禅師）と関る円通寺と興国寺の密接な関係も、思い起こされる。黄檗宗は本来、臨濟禅の一派で江戸時代を通じて公的には「済家宗黄檗派」さいけしゅう（『藩庁日誌』）であったから、同じ済家宗（臨濟宗）円通寺と



写276 興国寺造立を伝える京極高住の筆蹟
(岐阜県高富町・南泉寺蔵)

の由縁を想定することに矛盾はない。興国寺は創建時は円通寺末として始まり、あるいはその寺名さえ円通「興国」禅寺の一部を受けたのかも知れない。

高住が葬られた江戸・牛島の弘福寺は、延宝二年に隠元門下の鉄牛が開祖となった黄檗宗寺院で、鉄牛が後に興国寺の鐘銘を書いていることから、興国寺の黄檗転派は弘福寺における鉄牛または高泉と高住の出会いがきっかけとなったことが想定される。弘福寺は当時、三九年内にもわたって老中を勤めた稲葉正則が大檀那で、鳥取・池田家を始め多くの大名の墓所でもあって、高住と弘福寺や鉄牛らとの結びつきは偶然ではない。

最近、岐阜県高富町の臨濟宗妙心寺派・南泉寺で享保三年の退隠入道後の高住の筆蹟一巻が発見された。「当山開基・普明院殿御筆」とあるから本来、興国寺の什物であったはずであるが、恐らく廃寺の段階で由縁をたどって移されたものであろう。

この筆蹟に「但州豊岡の城に一字を造りて円通大士の影像を安置」とあるが、「円通大士」がわが国の臨濟宗興隆の祖・円通大応国師を指すとするなら、やはり興国寺が臨濟宗として出発したことを裏づけるものであるかも知れない。

「寿山いよいよ高く福海北に辺はとなからむことを」「ただたのため この五字およそ 千々の秋」ともあって、仏

道への願いによせて領国の繁栄を祈っている気配も感じとられ、興国寺の造立に含めた「興国」の意図を察することが出来る。

『大円広慧国師紀年録 下』には、元禄七年に国師（高泉）に瑞泰寺の鐘銘を委嘱するとあり、このときには高住と高泉の關係は始まっている。元禄八年五月二十八日、紫衣拝受の礼に高泉が江戸城に登ったとき「京極甲州刺史ノ齊もとむらニ応ジ」、八月二日には病が小康を得て「京極甲州刺史ノタメニ自讃ヲ題シ、兼テ大雲山興国寺ノ額聯ヲ書ス」とある。さらに四日には、

「但州宝谷ニ山林清秀ノ地有り。故址ヲ移シテ興国ノ地基ヲ定ム。恭シク開山ノ祖トナスヲ請フ。コレヨリ後、仏殿・禅堂・齋堂・開山堂、凡ソ叢林ノ備フルベキハ一々漸次ニ鼎建シ、必ズマサニ奇観ヲ壯さかニシ、マタ映

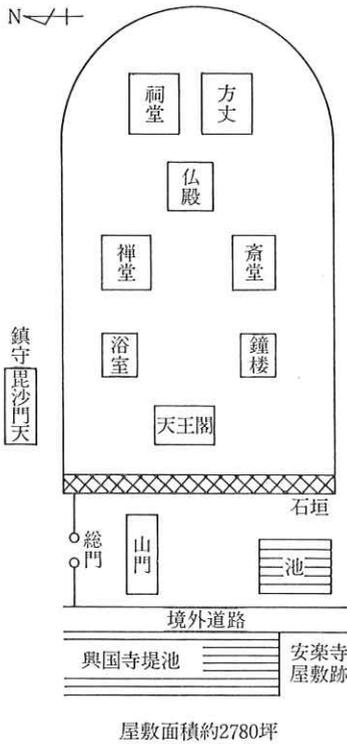
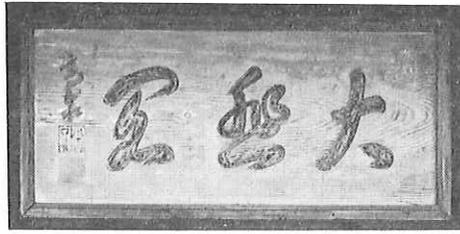


図65 興国寺伽藍配置図

田若干石ヲ捨テ、以ッテ香積ニ充ツベシト」とも記している。「故址」とは満願庵寺のことであろう。ここでは、すでに存在しているはずの興国寺に触れず、新たに新寺を創建するかのような印象を与えているが、これはこの段階での興国寺が黄檗宗ではない上に、ほとんど寺院として問題にならない存



写277 高泉筆扁額 (楊岐院藏)

在であることを意味しているのかも知れない。また、この段階では、新・興国寺は高泉が開山となることを承諾したというだけで、建築などの体裁はまだ整えられていない。

高泉は元禄八年十月十六日に没しているが、二世・雪江が入寺する元禄十四年九月十七日までの六年間が、新・興国寺の伽藍完成に要した年月である。

『黄檗山万福寺派下寺院牒』によると、

但州城崎郡豊岡

大雲山興国寺開山高泉和尚

元禄十五年壬午三月念五日

檀越京極甲斐守居士将証文送本山

給票為証

とあり、このときに正式に黄檗山塔頭・天真院下の直末として登録されたものである。黄檗宗では、塔頭が法系の代表寺となり、直末寺はその法系の塔頭末寺になるので、天真院は高泉を祖とする仏国派法系の本山塔頭ということになる。

以上を要約すると、

- ① 興国寺の創始は、寛文八年（一六六八）から延宝二年（一六七四）の間であるかもしれない。
- ② 高住が高泉に帰依したのは、元禄七年（一六九四）か、それ以前である。

③ 高泉が新・興国寺の開山を受諾したのは元禄八年か、それ以前である。

④ 新・興国寺は元禄八年か、それ以前に建設にかかり、元禄十四年中までには、あらまし完成した。

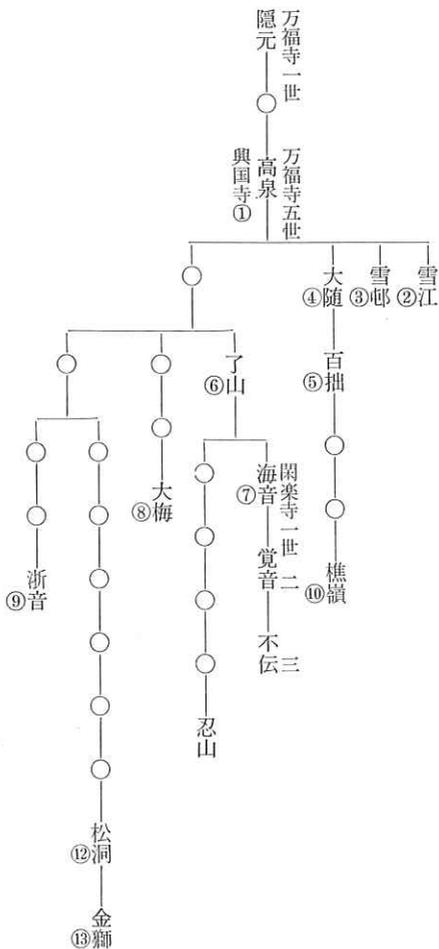
⑤ 新・興国寺が正式に、黄檗宗転派を登録されたのは元禄十五年である、と修正されることになる。

「城地改修」 さらに「城地改修」の意味するところも、単純に見すごすことのできない面がある。「城地」との意味
は、「改修」とは、具体的には次のようなことであつたらう。

「興国」の二字を冠した新寺に、移封初代・二代としての高盛・高住は新封地の藩体制確立にかける気概を託したことであろう。中興大寺新築への移行が城に代わる藩体制の象徴具現にあつたとしても、「城地改修」の意味は何であつたらうか。

元和の一国一城制以来、五〇年を経て城地の単なる補修以上の改修を必要とする時代的・戦略的背景を見出すことはできない。それに、幕府が度重なる法度発布で禁じてきたのは「新儀の城郭構營」であつて、単なる「修補」は「奉行所に達し差図を受」け「先規のごとく修補すべきこと」としている。「新儀の城郭構營」にしても、新封地に「城主」が移封するときは認めているものである。寛文八年（一六六八）五月二十一日、高盛が転封を命じられた後、同月二十三日に田辺に代わって封じられることになった牧野佐渡守親成は「其所もと城地たれば城築くべし」（『殿有院殿御実紀』）と命じられている。ということは、高盛在封時の田辺では、細川幽斎時代の城は高盛の曾祖父・高知が丹後転封のとき破却して、宮津を本城としていたので（『藩翰譜』）、高盛は「城主」ではなく「領主」（陣屋持ち）であつたことになる。田辺・京極領は本藩の宮津・京極領から分知された支封であるから、石高にかかわらず無城であつて当然である。

表97 興国寺世代法系図 (⑩世・要律は不明)



写278 大随墓碑
(大門山・旧興国寺墓地内)

『御実紀』によれば寛政十三年、高たかみつ三から高直が襲封した時「城主」、寛文三年に高盛が継承のとき「領主」、寛文八年の移封では「城主」、正徳四年に高住が高たかよし榮に譲ったとき以降は「領主」と混乱している。享保十一年の滅知以降は当然「領主」であっても、三万五〇〇〇石当時のこの混乱は、『御実紀』を通じて頻出する他領の場合の統一された記述から見ると異例であって、単なる

表98 興国寺世代・入退寺表

代数	世代	入 寺	退 寺
1	高 泉	元禄8年(1695)	元禄8年10月16日(没)
2	雪 江	元禄14年9月17日	
3	雪 邨	宝永3年(1706)5月12日	
4	大 随	享保2年(1717)春	同年9月(没)
5	百 拙	享保3年9月23日	享保9年3月
6	了 山		
7	海 音		
8	大 梅		
9	浙 音	天明8年(1788)9月26日	
10	樵 嶺	文政3年(1820)8月6日	
11	要 律	天保15年(1844)9月8日	
12	松 洞	安政3年(1856)4月24日	
13	金 獅	慶応元年(1865)7月3日	
	忍 山	嘉永5年(1852)2月22日	

誤写とも思えない面がある。転封の理由、あるいは条件ともからむ複雑な背景を推量させるものがある。当時の豊岡にあったのは、代官出張陣屋であって、城はなかったはずである。ないものを「改修」することはできない。それにもかかわらず豊岡転封によって支封の枠から外れることになり、名実ともに「城主」として「城地」を「構営」できることを期待させる何ものかがあったのかも知れない。

高住の不満は「城地改修」拒否に向けられたというより、「城地」を「構営」でき「城主」の格を認められなかったという点にあったのではなからうか。

世代と寺歴

開山に勧請された高泉は万福寺五世の高僧で、清国福建の人である。その後、高泉の法系を引く仏国派の高僧が各世代に送りこまれ、上表のように十三世に及んだ。十一世・要律の法系は不明であり、忍山は本来、十二世を予定されたもので、恐ら

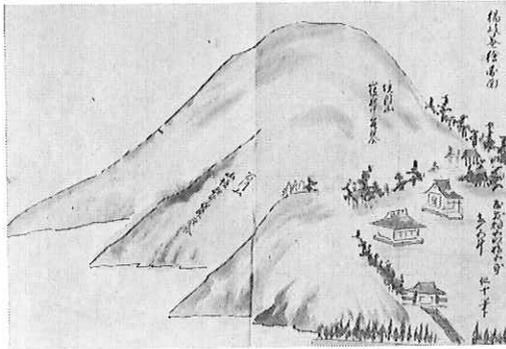
く、実質的には、ある期間は住職に準じる位置にあったと推定される。

興国寺は明治二年二月、新時代の到来とともに藩寺としての使命を終えて廃された。そのあとは三月、藩校・稽古堂が移ってきたが、明治四年十一月には豊岡県庁官員宿舍となり、翌五年六月十五日に焼失した。廃寺後、その名称を末庵・観音院（戸牧）が受けて同寺を以後、興国寺と呼んだ（『藩庁日誌』）。

明治二年二月二十八日の『旧豊岡藩主請廃興国寺願書』には、「近來莫大の費用打続キ今日ニ至リテ會計ノ道必至窮迫」の上、「興国寺ハ高住の木主（位牌）有_レ之_レ而巳_ニテ外ニ檀家ト申者モ藩主一両家ノ外無_レ之朝夕唯高住之木主ニ供事候ヨリ他ノ勤務無_レ之」とあり、廃寺は藩財政窮迫と稽古堂による人士育成の強化の必要に迫られた苦肉の策であることを訴えている。

旧・興国寺の所在地は不明である。新・興国寺域の大部分は、安楽寺が継承していた三坂寺の寺域で、安楽寺の現寺域と交換したものである。三坂寺以来の毘沙門堂も、そのまま受けつがれた（『安楽寺縁起』）。

興国寺が名跡と寺領を継いだ木内の満願寺域には、末庵の円通庵と鎮守の荒神社が建った。寺領は当時、京極領内であった木内村が藩の要請で献上したものであるが、寛政六年（一七九四）の高泉百回忌の修行にあたって興国寺修復費を京都・本願寺から融通を受け、その担保に荒神社の巨木をあて結局、伐木を始めようとした。それまでも明和七年（一七七〇）・安永七年（一七七八）に興国寺側によって伐木が行なわれているが、いつも「たたり」があったとして村民が反抗、訴えは久美浜代官所から江戸寺社奉行がかりにまで発展した。京極領の減知で当時、木内村の一部は久美浜代官所管内に編入されていたので、天領の民という意識が、すでにわが手を離れた寺領処分ながら、あえて藩寺にたてつかせたものであろう（石田松蔵『新しい但馬の歴



写279 楊岐庵(現・楊岐院)古絵図(大石久子氏蔵)



写280 百拙の書(中央町・由利五郎氏蔵)

史』)。
 高泉百回忌は四月一日から十日まで執行された。ところが四月二日、近くの妙楽寺山で光行寺の鐘鐃があり、新町裏で女芝居が当たりするなど、興国寺の経会をあてこんだ催しのために人出が奪われ、寺への納物は期待にはずれて少なかった。八日目の行事は水燈で、立野の岸で行なった燈籠流しには、かなりの人出があったものの、古老によれば前回の十分の一にすぎないということであった。

正月十八日、江戸の秋田屋の火事で藩邸が類焼、一〇〇貫匁近い再建費の領内割当てがあった上、寛政改革による儉約令徹底のときで、雨天がちの天候と重なって町民の心もしめりがちであったとはいえ、対・木内村争論を含めて藩寺の威光もこのころには薄れていたのである。

百拙と末寺

興国寺各世代のうち著名なものに五世・百拙がある。四世・大随に師事し、ともに高泉の会下にあった。享保三年(一七一八)、五一歳で大随死後の興国寺に入り、享保八年の病臥のときは靈元上皇から医師を差遣されている。翌九年、興国寺を退院、入洛した。百拙の名は詩・書・絵画に顕著で、高泉が没する前年に高泉和尚像を描き、『破草やぶくさ』



写281 清蓮寺山門（内町）

元・興国寺の山門で明国風黄檗禅寺院建築の遺風を伝えている。

鞋^じは紀行詩文集として知られている。

末庵の楊岐庵は享保十一年（一七二六）、僧・皓峯が日撫に開創した。皓峯は今森の大庄屋・加藤氏で、興国寺に入り百拙の弟子となった人である。楊岐庵の名は、かつて大随が建て百拙が留錫した武蔵国の庵名であり、また京都・紫野に百拙が構えていた庵名でもあって、当地の楊岐庵も百拙その人の命名であると同時に、大随を開山とし、興国退院後の百拙の隠居所を意図したものと思われる。百拙が入洛して戻らないまま宝暦五年（一七五五）、法統を代えて臨済宗妙心寺派に移った。黄檗宗はまた、臨済宗万福寺派とも呼ばれて、臨済宗の系統に属している。長崎に渡来した隠元を京都に迎えて万福寺建立までの

世話をしたのは当時、妙心寺住持であった龍溪宗潜で、宗潜は性潜と法諱をかえて隠元の法嗣となるなど、兩派の關係は密接であった。楊岐庵は、今の楊岐院（日撫）である。

第二の末寺は、今森の閑楽寺である。享保十二年、常雲寺の旧末寺の寺号を受けて、大随を開山に、了山を中興開山として海音・覚音・不伝の三代の名が残っている。興国寺の隠居所であった。楊岐庵との由縁で宝暦五年、楊岐庵とともに妙心寺派に移った（『万福寺文書』）。しかし、当地の史料では、その後も黄檗宗であったとするものもあり、興国寺廃寺後の明治六年、天真院に合併されたとする文献もある。後、楊岐庵が吸収

した。今森という地名や楊岐庵との関係からは、この寺の建立にも、皓峯が深く関っていたはずである。円通庵と観音院も、今はない。

数奇の転変

興国寺の廃寺にもなつて、山門は清蓮寺（内町）に、鐘は長福寺（香住町）に、『黄檗版大藏経』は照満寺（津居山）に、本尊は転々の後、常光寺（城南町）に、扁額その他は養源寺などに移った。

城に代わる三万五〇〇〇石の象徴としての大寺も、滅知後の小藩には過ぎたるものとなつたのかも知れない。その上、幕権の衰退につれて、藩体制の象徴の意義も薄れたはずであつて、広く領内民衆の宗教的要求をくみ上げるものでなかつたこの寺の性格からも、稽古堂から県庁官舎・焼亡・監獄署敷地へとたどつた数奇の転変は、そのまま当時の、権力に抱合された仏教の平均的な趨勢でもあつた。

第四節 宗門改め

クリシタン

京極家とクリシタンの関係は深い。豊岡京極家初代・高盛の曾祖父の高知は洗礼名をジョアンと名乗り、高知の父・高吉や母・マリアを始め一族にクリスト教に帰依するものが多かつた。マリアは浅井久政の娘といわれ、当時の細川ガラシャと並んでクリシタン史に名を留めている。しかし、すべてはクリシタン禁制以前のことである。市内の京極家墓地にある高知とマリアの墓は旧領から移建されたものである（第二編第三章・京極家系図参照）。



写282 キリシタン禁札 (吉井・小谷茂夫氏蔵)

寛政十四年(一六三七)、島原の乱の年に豊岡でキリシタン一名が逮捕された
とあるが、詳細は不明である(渋谷美枝子『京極マリア夫人』他)。

当時、キリシタンと同様に迫害・禁制された日蓮宗不受不施派・かくれ念仏な
どの地下^{ちげ}伝教については伝承も記録も全くない。

宗門人別帳
寺請制と結びついた宗門改めは、キリシタン禁庄に名をかりて宗門

人別帳という本質的には戸籍簿兼徴税基本台帳の作成を通じて、幕
府の民衆統制に寄与してきた。

京極領の場合は領内を豊岡町・上組・下組、美方郡飛地領の四つに分けて毎年、
宗門改めを行なった。豊岡町は通常、文化年間以降は二月二日を原則として、光
行寺と来迎寺が支障のない限りは一年交代で場所を提供した。奉行立会いで宗門
人別帳に合わせて一人ひとり首実験するのであるが、天保七年(一八三六)の場
合のように孝行人を賞美して鳥目一〇〇〇文から五〇〇〇文を与えることもあった。

上組は二月十四日、下組は二月十六日を原則として、それぞれの^三大庄屋宅で行なわれた。嘉永六年(一八五
三)の下組宗判では、大庄屋・佐伯孫左衛門(一日市)の妻が^三出産のため宗門改めの場所の提供を光行寺に依
頼、光行寺も本山からの客が滞留中というので来迎寺に頼んでいる。

幕府領の場合、例えば奈佐地区・吉井村では、村役人が宗門帳を作成し、檀那寺の認印をもらって代官所に
提出するといった便法をとっていたらしい。一つには代官所の手代が手薄であって到底、管轄各村・各地区ご

第九章 江戸時代の宗教

表99 現・豊岡市内の江戸期戸数・人口 (天明8年[1789]を中心に)

地 区	村数	戸数	人口	内 訳		牛	備 考	
				男	女			
京極領	豊岡町		836	3,497	1,857	1,640	?	天明5年(1786)
	上組	15	543	2,523	1,309	1,214	107	
	下組	12	511	2,536	1,320	1,216	106	
天領	田鶴野	5	218	940	477	463	42	別の史料がある。 (同上) (同上)
	八条	3	157	690	342	348	?	
	三江	6	135	983	508	475	82	
	大浜	7	284	1,220	629	591	58	
	六方	3	116	552	284	268	36	
	奈佐	11	478	2,197	1,130	1,067	74	
	港	7	645	2,798	1,429	1,369	47以上	
仙石領	神美	8	370	1,671	854	817	86	宝暦4年(1754) 半は天保9年(1838)
小 計		1町 77村	4,293	19,607	10,139	9,468	638 以上	
天領	中 筋	8 2	480	2,120	1,100	1,020	100 以上	史料を欠くため推計による。
小出領	倉見・長谷							
帳外	武家・出家 その他	290	1,350	770	580			
小 計		10村他	770	3,470	1,870	1,600		
合 計		1町 87村他	5,063	23,077	12,009	11,068	738 以上	推計を含む。
現 況			13,047	48,619	23,345	25,274	昭和56年2月末日現在	

とに全住民の面通しをすることは不可能であったのかも知れない。京極領内で、幕末期の豊岡町分人口・三千数百人を一日、一ヶ所で処理したことを考えると、面接の有無は実質的意義を失っていたのであろう。

宗門人別帳は年ごとに昨年の人員・戸数の異動を訂正して新しい人別帳を作成、寺ごとにその檀那であることも確認、署名捺印する。名主（豊岡町）・庄屋（村部）は戸数・人口を集計する。記録に残る市域内の戸数・人口に記録を欠く地区と帳外の武家・僧侶などを推計で加えると、江戸中期の人口は前表のとおりである（後期に至るまで、ほとんど変動はないと見られる）。

神職と寺請

社家もまた寺請の対象であり、特定の寺院の檀家として菩提・葬祭・供養は仏式によらねばならなかった。社家を統轄して勢力を持った吉田家が寺請宗判制度に対抗して、神官の自身葬祭免許授与の特権を認められることはあったが個々の場合、円滑に寺請にかわる自身請へ転換できたわけではなかった。女代社の場合、天明六年（一七八六）ごろから檀那寺である勝妙寺との交渉が難航、寺請を拒否されるなどの経過の中で寛政元年（一七八九）、女代社が属する一方の社家統領・白川神祇伯から京極藩あて委嘱があつて宗門のみ、使用人を含めて自身請を認められることになった。しかし、菩提・葬祭は従来どおりという折衷条件であつた。

山王社は嘉永四年（一八五二）に至つて来迎寺からの離檀を望んだが結局、諸条件をつけて神主一人一代限り認められたにすぎなかったが、安政五年（一八五八）に葬祭を神式で執行した記録がある。

離檀の諸例

享保十五年（一七三〇）、宗門離檀改宗・夫婦別宗を禁ずる幕府指示によつて、一家一寺の寺請体制は確立したといつてよいが、その実態や寺請宗判をめぐる問題の解決は幕末に向かうにつれ

て微妙に揺れ動いている。

天明六年ごろ、福田村の武兵衛は新宮寺（曹洞宗）檀那であったが、妻はその養母ともども徳証寺（浄土真宗）檀那のままで、いわゆる半檀家の存在がまだ認められていた。しかも、武兵衛の娘は養子をとって名跡を継ぐとき母同様に徳証寺への転宗を希望、一代限りで許されている。ところがこの娘が死んで、養子が後妻に迎えた女の徳証寺への転宗の希望は幕府指示をたてに拒否された。

文化元年（一八〇四）、信楽寺（浄土真宗）檀家中、一日市村七二軒が住職に不届依を申し立てて本山へ引き上げられ、上寺・光行寺預けとなった。文化十年（一八一三）になって本山は帰檀を命じたが二七軒を除いて承知せず、残りは善立寺（出石町小坂地区）へ預けかえられ、同十三年に帰檀しおえた。五年後、再び三〇余人が離檀を企てたが結末は不明である。

文化八年（一八一一）、永井町の長次郎の姉婿・清兵衛は神美地区三宅の慈等寺（臨濟宗）が離檀を承知してくれないため、一たん離縁の形をとり、京都の寺院を介在させて下宮村の金勝寺（曹洞宗）から離れ手形（離檀承認書）をとって復縁、宗門帳に加えてもらっている。転宗先は不明である。

文化十三年（一八一六）、来迎寺住職に不届依を申し立て、当住一代に限り離檀を願い出た者が藩から禁足を、住職は本山から差控えを申しつけられるという事件もあった。町役人が両者の和融を計ったというから、住職と檀家の喧嘩が宗判にからんだ両成敗というところである。

天保三年（一八三二）、寺町の宇兵衛が他家の名跡を相続するとき、立正寺から光行寺への転寺は円滑に進んでいる。必要条件さえ具備していれば当然、転宗は問題はなかった。

天保五年、奥野の作助は永井町の小八郎方へ養子に入り、不縁になった段階で「近年何方にも宗門相付かざる風来者」（『鳥井』）となって久保町・寺町・新屋敷を転々としている例がある。

天保六年、来迎寺は立正寺にあてて小田井町の木綿屋徳三郎の忤・林蔵に離れ手形を与えた。これは徳三郎が六地藏村に一軒持ちたいと思つたが六地藏村が家を増すことを認めていなかったため、林蔵が村内の断家を継承するという形をとつたものである。

それにしても、他家の名跡を継ぐだけでなく、転宗してまで一軒持ちたいという意欲は何に起因したのであろう。当時の社会的・政治的制約が、ある地区の家数の増加を抑制していて、宗門改めが結果的にその作用を果たしていたとも理解できる例であるが、家を持つという現実的欲求が、転宗という宗教的な精神的内面の問題よりも、はるかに優先して処理されたことは事実である。

天保十四年（一八四三）二月二日、来迎寺内で宗判当日、信楽寺の代僧が上寺・光行寺分の檀家中、宵田町他の二〇軒ばかりの差しかえを申し出た。奉行は信楽寺分を残判と決定、二月十四日に一日市の下組宗判のとき再度、宗判を行なつた。信楽寺は謹慎を申しつけられ、光行寺が代判している。信楽寺を離檀した檀家を、光行寺が信楽寺の了解なく受け入れたためと思われるが、同宗の本末寺間の紛争の一つとはいうものの、このころでは転宗・転寺が必要条件を満たすことがなくても、寺院間の了解を重点に行なわれていることは注目を要する。

第五節 小田井・山王両社争論

「先格」の尊重

明和二年（一七六五）十二月二十七日、幕府の裁決で和解を命じられた小田井社（小田井県神社）・山王社（日吉神社）両社の争論は、幕政弛緩期から幕末に至る寺社統制策、ひいては幕勢そのものの平均的推移を示している。

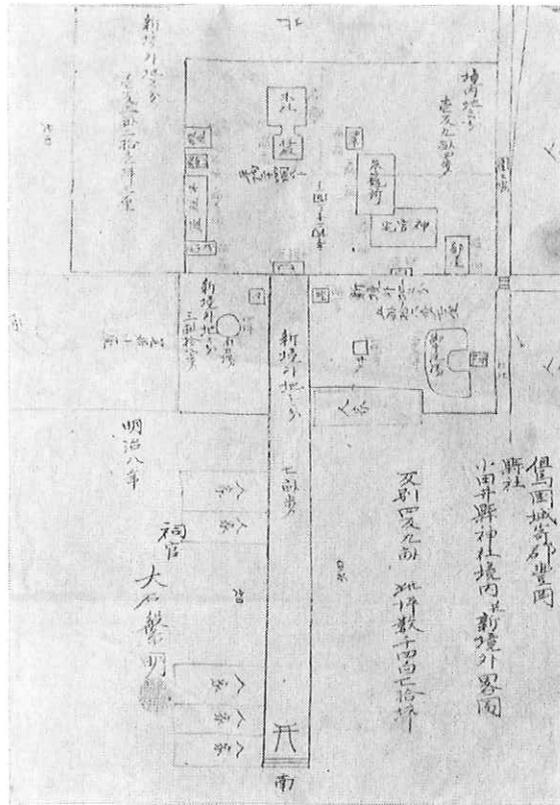
争論は小田井社が宝暦六年（一七五六）に吉田家へ、宝暦十三年七月には出府して寺社奉行へ、山王社を訴えたのに始まる。

小田井社の争点は、

- (1) 山王権現は小田井社の社僧・正法寺の寺域内鎮守で、承応年中（一六五二〜）正法寺退転後、神主持ちとなり小田井社神主が兼任、享保十六年（一七三一）に巫職（まじやく）を取立て吉田家に請うて山王社家としたものであるが、神事・祭礼などは小田井社が執行・主導してきた。
- (2) しかるに山王社はその後、小田井社を無視、旅所の御霊社を含め勝手に遷宮・祭礼などを執行してきた。
- (3) 訴訟継続中も吉田家の決定にしたがわず、請書を差出さなればかりか、宝暦九年の山王祭礼には氏子と馴合（なご）って小田井社神職を境内に入れなかった。

山王社の反論は、

- (1) 正法寺との関りに及ぶ当時および、その後の小田井社主導の一件は証拠がない。山王社が無官のときは



写283 明治8年の小田井県神社境内図(小田井町)
現在は円山川界外地になっている。

強い序列意識

裁決は和解といっても「先格の通り」とあり、社家頭である小田井社側の名分が立てられることになった。後述の寺院間争論を含め、一見ささいな争論が寺社奉行がかりにまで発展する大仰さの裏には、幕藩体制下の序列・既得権意識の根強さがうかがわれる上、「先格」尊重主義が体制の維持に密接につながっていたのである。

裁決にもかかわらず依然、両社の争論はくりかえされ、藩と朝廷を巻きこむほど熾烈化したらしい。

遷宮は小田井社でなく妙楽寺に依頼、そのため万治年中(一六五八)に妙楽寺が賽銭の半分を分けとり、境内の竹木を伐ると言い出して争ったこともある。

(2) 始めて小田井社に遷宮を依頼したのは宝永年間(一七〇四)のことで、謝礼に銀一枚を渡してある。

(3) その他の言い分も事実反するか、誤解である。

安永六年（一七七七）七月十七日、小田井社は再び出府して十月二日、山王社側が先の裁決に違背することを寺社奉行に訴えている。

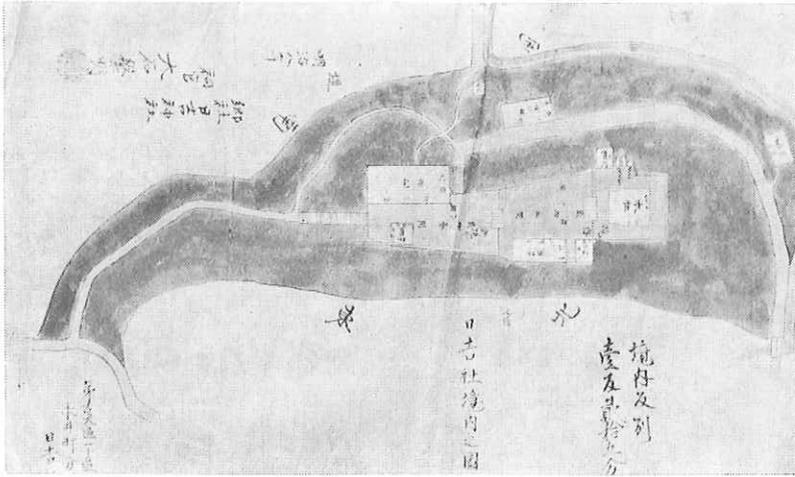
同七年九月二十九日に下った再判決に基づいて同八年一月、小田井社は山王社所管の御霊社の神体を勧請、四月二十三日には遷宮を執行した。ここに見られる強気の姿勢は、幕府裁決を背景にするものとはいえ当然、新たな波瀾を呼び起こさずにはいなかった。

天明元年（一七八一）閏五月に小田井社が九条殿にあてた書簡によると、小田井社が「ささいの儀申立て領主より蟄居申しつけられ」たことがわかる。領主が「山王社一件にて（小田井明神および）私家を破却致され申すたくらみ」であるから、朝廷を通じて藩へ圧力をかけてほしいと九条殿へ催促しているのである。

当時、限られた有名社の伝奏には堂上公卿が当たっており、伝奏は神祇官を経ないで朝廷へ上奏することができた。九条殿は京都・梅宮神社の伝奏であった。

小田井社は行政上は藩および幕府、神祇上は吉田家の支配下にある一方、伝奏を通じて朝廷とも結びつくことができた。一枚岩を誇る強固な幕藩体制中の、こうした多重支配が、柔構造の利点を發揮して結果的に体制を補強しているという巧妙さには驚かされる。

この小田井社側の言い分の根拠は、どこにあったものであろうか。両社とも吉田家の管轄に属しているとはいえ、沿革的には山王社の両部神道（中世以来、真言宗で唱えられた神仏習合の神道説）と小田井社の唯一神道は対立し、近世に入って神祇支配の独占的権利を吉田唯一神道が握りつつも、習俗度の強い両部神道に庶民の支持があったという経緯を無視することはできない。寺院間の本末争論に似た地盤があったことであろう。



写284 明治8年の日吉神社境内図 (山王町)

その上、山王社は京極家の移封以来、社地が城地の一部にあることもあって京極家の氏神・佐々木社が分祀されたり、領主代参を命じられることが多いなど保護が厚く、藩を背景にした急速な台頭ぶりが小田井社をおびやかすところがあったと思われる。

喧嘩両成敗的裁断の多かった当時、一方的に小田井社を墊居させた藩の立場も、佐々木社社掌の山王社側に偏っていたかったとはいえない。

九条殿への陳情が奏功したかどうか、結果はやはり不明である。

一〇〇年目 和融が最終的に実現するには、嘉永三年(一八一〇)十月まで待たねばならなかった。

この間は、小田井社側で四代、一〇〇年の年月にわたる。

文化年間に入り、漸く両社の和解は進んだらしい。天明五年に小田井社側の居宅が焼失して、七年に祈禱所を建立、寛政二年に居宅の普請、享和二年に本社・拜殿の修復などの出費多端のせいもあったかも知れない。それまでの熱い対立の期

間だけでも六〇年に及ぶものであった。

文政九年（一八二六）には小田井社から山王社へ養子が入って継職、両社は親戚の体裁を整えている。ついに、嘉永三年九月の大洪水で小田井社頭と居宅が大破した機会に山王社が修復料五〇両を寄付することで、小田井社が主導していた山王・御霊両社の神主職と神祇道支配を山王社に譲ったものである（由利『証文扣』）。先年の争論に関わった吉田家・幕府寺社奉行、および両社支配とされていた氏子に対しては小田井社が調整を引受けた。ここにも幕末に向かうにつれて「先格」が崩壊していく過程を見ることができると同時に、山王社の勢力を無視できなくなった現実があった。

第六節 本末寺院間争論

幕政の弛緩

史上最強を誇る幕藩体制も幕末に向かうにつれて弛緩し、同体制に密着して練りこまれていた寺院本末制の内在的矛盾を露呈、本末寺間の争論が相次ぐ。特に、配下寺院数を誇り、地元内で地方本末関係を維持してきた曹洞宗・養源寺系と浄土真宗・光行寺系に、その傾向が顕著である。

養源寺系争論

曹洞宗では特に、師弟の法統系譜に重点が置かれており、他宗派系が転宗して本末関係を結んだ事情もからんで、いわゆる子飼いでなく法統を異にする場合の、本末的秩序に服しがたい心理的雰囲気は幕藩体制の弛緩に乗じて争論となったものであろう。

- (1) 対・帶雲寺、自性院、他

帶雲寺地中にあった支院の竜雲院と一乘院（明治二十七年、合併して一竜山乘雲寺となり、寺地を山本に移す）は帶雲寺が寛文年間（一六六一〜）養源寺末に繰入れられたのに続いて、養源寺直末となった。しかし、「従来ノ因由」から檀那引導・焼香などは従前通り帶雲寺が主導する約束であった。文化十二年（一八一五）四月、竜雲院が法地昇格を願って養源寺に働きかけたことから、兩院が「従来ノ因由」を無視し始めたとして、争論は最終的に幕府寺社奉行がかりにまで発展し文政三年（一八二〇）十二月十二日、示談に至った。帶雲寺は兩院の完全離脱を認め、代わりに兩院は年一兩二分の地賃を出す、というのである。

この間、いきさつは不明であるが自性院・善応寺（日高町）の二末寺が争論に関っており、文政四年には触頭・円通寺（氷上町、養源寺の上寺）は帶雲寺・善応寺に三〇日ばかり、自性院に八〇日ばかりの閉門を申しつけた。

(2) 対・金勝寺、万休庵

天保年間、金勝寺住職・快噉^{かいたん}は上寺・養源寺住職・良威と折り合いが悪く結局、快噉は紀州・和歌山の法泉寺住職に移った。天保十三年（一八四二）、快噉が豊岡を訪れたところ、良威が檀家や諸寺に快噉を相手にしないよう言い触らすこともあって、両者の仲はますます険悪化した。天保十五年、良威が触頭・円通寺へ訴え、万休庵が介在して和融を計ったが、快噉は紀州藩寺社奉行の添書を得て録所・永沢寺^{よろくじ}（三田市）へ逆訴した。同年十一月、良威は隠居を命じられ、この場合は上寺側の敗訴に終わった。

莫大な訴訟
経費
末寺側で数年、争論が引き続いた養源寺側では数代・数十年に及ぶ争論の間、檀家総代を含めて録所・触頭への丹波通いと寺社奉行への江戸通いに、いかに日数と出費を要したかを『帶雲寺

文書』や由利および鳥井『公私之日記』は記録している。

帶雲寺の場合、二院への主導性を失うことは収入にも関り寺勢の衰退を招くとの認識があったにせよ、祠堂金をも費消して得たものは年一兩二分の地代に過ぎず、対・快噓の場合、良威が得たのは隠居の座であった。

來迎寺系争論

浄土宗の來迎寺末・善念寺（氣比。昭和二十五年廃寺）は文久元年（一八一六）、離末して本山直末となった。この間の事情は全く分からないが当時、堅固な本末制の機構そのものが崩壊し始めていることは注目に値する。

福成寺系争論

文化年間、浄土真宗・清蓮寺は福成寺（出石）から離末して一時、西本願寺直末となった。この経緯は次項と関わりをもつが、元禄十二年（一六九九）の福成寺あて一札に、

清蓮寺木仏寺号之事ハ糸井谷銀山ニ有レ之候得共銀山ツフレ申候ニ付三拾六年以前ニ木仏寺号カイ調御守リ仕候

木仏寺号之御札ニ福成寺下トハ無ニ御座ニ候事

御宗門之御作法并ニ福成寺ヨリ之御下知万般急度相守リ可申候

とある（『福成寺文書』）。

本来、福成寺末でなかったのが本末制により心ならずも配下に加わるといった心情が、遠く尾を引いていないとは言えまい。

光行寺系争論

養源寺系と異なり浄土真宗系の場合、三業惑乱さんごうわくらんにからむ教義上の問題が、本山・西本願寺と中山・興正寺の争論となり、興正寺系の地方末寺をも巻きこんだものである。

光行寺系寺院は興正寺門徒として、浄土真宗寺院の本末構成の原則としての法流師資の関係を貫いていたものの、近世本末制は他宗派を含め統制策上、別系列を組み入れることで、また上下系列の不明確な寺院を系列化することで中世的本末関係を変容させた。この歪みが教義争論と結びついたのであった。

さらに真宗教団の場合、その理念と本末制度の本質的な矛盾を挙げなければならない。理念としての同朋同行集団と現実の本末制という上下階層的支配組織との矛盾である。法流師資の関係で本山に直接、結びつくことはあり得ても、中間寺院の下風に立つことは真宗理念からも感情的にも受け入れ難いという人間臭さも手伝ったにちがいない。たとえば照満寺は、寛永初頭にすでに寺格を得て直接に中山・興正寺と結びついており本来、光行寺との上下系列になかったことを強調している。

江戸後期の民衆の経済力の向上は、末寺を経済的にも強化した。市内の諸寺院も本堂・庫裡などの新築や鐘鐃が寛政から天保に集中、今日に見られるような伽藍を現出させ、末寺の直末化志向を促すとともに、本山は末寺の直接的支配による教団財政の安定確保を計ろうとした。

三業惑乱とは安心論についての解釈で、教団全体が新義派と古義派に分かれての争論である。早くから本願寺からの離脱を計っていた興正寺は古義に立って、教義的に新義の西本願寺批判を行なうことで自立化を進めようとした。このため十八世紀末ごろから下寺の多くを離反させることになり、光行寺は興正寺に不帰依を申し立て寛政二年（一七九〇）十一月二十四日、下寺の乗福寺・西楽寺・真光寺（市内分）とともに本願寺直末となったが、徳証寺・照満寺・信楽寺・浄教寺・明元寺（市内分）は興正寺と光行寺の兼帯末にさし置かれた。照満寺などが直末になれなかったのは、古義派として新義派の光行寺の支配統制に従わなかったからである。

清蓮寺も光行寺と新義安心で同調し、古義派の上寺・福成寺に対立したのである。前述した光行寺と信楽寺の宗門改めにおける対立が、教義争論に関っていたかは不明であるが、心情的対立という意味でも相通じるものがあったと考えられる。

文化八年（一八一―）、幕府の裁断で興正寺の本願寺末が確認され、本願寺は紛争中に直末化した下寺を興正寺に戻した。先に、照満寺が上寺・光行寺に対して統制指示に従わず、なにかとたてついた不らちをとがめて、西本願寺は照満寺住職に隠居を命じ、寺を西本願寺お抱えとした処分も、結局は照満寺を光行寺下に戻すこととなった。ここでは新義を認めないと同時に、本末の序も乱さないという幕藩体制の伝統的姿勢は一貫されたが、少なくとも本願寺教団内の本末制度は、その社会的・経済的・教義的諸条件の変化によって変質を余儀なくされることになった。

西本願寺教団をゆさぶったこの争論も結局は、古義・新義を問わず末寺の本願寺直末化志向に変わりはない。興正寺対西本願寺の関係を含めて直接、上寺からの離脱の動き（本末争論）が教義争論の姿をとったと見ることができるとができる。

第七節 神仏習合

習合四態

中世からは本地垂迹説ほんちすいしやくによってすべての神社の本地仏が定まっております、市内でも明治初年の神仏分離令までは一般には奉祭神を古来の神号で呼ぶことはなかった。小田井明神・山王権現・三宝

荒神・牛頭天王・腰掛天神などである。

習合の形態は特に真言密教との結びつきが特徴的で、市内では次の四種がある。

(1) 神社主導型 中世末まで小田井社は、金剛寺・正法寺・妙楽寺・三坂寺の四ヶ寺を社僧として従えていたといわれるが、仏教優先の近世に入るとこの型は見られない。

(2) 寺院主導型 日吉神社は正法寺の、金刀比羅神社(野上)は円福寺の、西刀神社に一時は擬せられた松上明神は頂福寺の、それぞれ境内社であった。

(3) 社寺併立型 雷神社は別堂に観音を併祀、天神と観音は併行的に祭祀の対象とされた。

(4) 社寺一体型 元和五年(一六一九)、田結庄是義の鶴城跡に京都から勧請された愛宕権現(現・愛宕神社)は宝城寺(真言宗)の造立によって護持された。

享保三年(一七一八)、社家頭・大石撰津守(小田井社)は吉田家からの達しを受けて諸社家に習合の習俗化

対し、修験道はさておいて社家・巫女が袈裟を着、数珠・錫杖を持ち、仏経を読んで神事を修行することを禁じている。仏教化への傾斜を深める習合の実態の中での、神社側の主体性確立の意思表示であったろうが、このことは、別の見方をすれば受容者である庶民側の宗教感覚が宗教的諸行事を通じて習俗化していたことを物語っている。

その好例が次表である。町名主の例であるから全面的には一般庶民にはあてはまらないものの、この由利家の場合は法要・仏参・檀務を加えると数日に一度は寺社との関りを持っていた。参詣の対象は寺社・宗派を問わない。その宗教的無節操は、習俗と考えるより理解しようがない点は今日も同様である。いわゆる天保改革

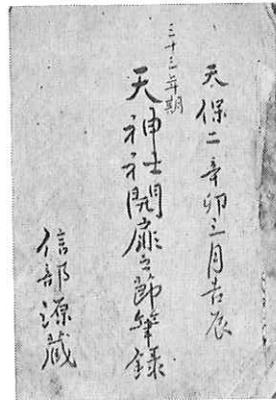
表100 中町名主・由利六左衛門家寺社参詣表(天保14年)
(法要・仏参・檀務を除く)

月	日	参詣先	参詣者
1	6	山王社(節分)	本人、吉之助(忰)
	21	山王社(祭礼)	本人
2	5	光行寺	本人
	9	稲荷社(初午)	十町名主とも
3	18	養源寺(彼岸会)	本人
	9	金刀比羅権現(例祭)	九十郎(忰) 吉之助、家来
	10	(同上)	本人
	10	信楽寺(経会)	本人
	15	(同上)	吉之助
	21	山王社(祭礼)	お蔭(九十郎嫁) 志げ(娘)、吉之助
	22	(同上)	お蔭、志げ
	24	安楽寺(経会)	本人
4	27	愛宕権現 金刀比羅権現	家内他、親戚 20人ばかり舟遊山
	8	妙見社(祭礼)	庄八(家来)
	11	御霊社(祭礼)	五町役人とも
6	5	金刀比羅権現(講)	本人、吉之助
	24	小田井社(祭礼)	本人
	28	川裾参り(祭礼)	本人 家内、他
8	4	小田井社(水難除) 山王社(け祈禱)	十町名主とも
	15	梶原八幡社(祭礼)	本人、岩吉(家来)
9	10	小田井社(祭礼)	本人
	11	御霊社(祭礼)	本人
	20	山王社(祭礼)	本人、孝(孫) 九十郎、吉之助
10	10	金刀比羅権現(祭礼)	九十郎、吉之助

の時であつても、寺社は時代に適合したレクリエーションの場でもあつて、近世宗教が庶民にもたらした効用の一面をうかがわせる。

観音開扉

雷神社は、観音開扉の詳細の記録を残している。延宝元年(一六七三)・元禄十五年(一七〇二)・天神八百年祭を兼ねる)・元文三年(一七三三)・明和七年(一七七〇)・寛政十一年(一七九九)・



写285 天保2年の雷神社
観音33年期開扉記録
(信部修氏蔵)

天神九百年祭を兼ねる。天保二年（一八三一）の「三十三年期開扉」のうち、天保二年の場合は次の通りである。

寛政開扉まで「神主」を名乗ってきた信部家が小田井社を通じて吉田家から異議を受け、名乗りを「鍵取」と改めた。

妙楽寺が社僧として久美浜代官所に開帳願書を出したところ、その主導性を役所が認めなかったことから、開帳には出席しな

いと言い出した。結局、開帳後に謝礼金一両、七月の天神例祭に謝礼一封を差出すことで和談した。開帳の手順は各回を通じて「先規ノ通り」ほとんど変わることはなかった。

- 1、本社左に戸帳・神鏡・金の幣帛をわたし、鏡餅を供える。
- 2、本社右に神酒・鏡餅。左右に梅と松の造花。疱瘡と雷除けのお守りは「札銭心持次第」
- 3、観音は拜殿で開帳。白玉明神の他、古仏二体も仮屋で開帳
- 4、妙楽寺・東楽寺・長楽寺・蓮台寺・大岡寺・定光院・宝城寺・円福寺・金剛寺・文常寺（周辺真言宗寺院）が経会に参加
- 5、善教寺・長専寺・高福寺・浄教寺・西光寺（周辺浄土真宗寺院）が音楽奉納（阿弥陀仏専唱の真宗寺院にして、習合習俗の枠外にあることはできなかったのである）。

三月二十一日から二十五日までの五日間、朝は法華経、昼は大般若経を奉納。二十二日からは、代官所から出役した。同日、小田井社と山王社の両社家が来た。二十三日には上組庄屋中が来詣した。



写286 寛延4年の雷神社天神850年期開扉目録 (信部修氏蔵)

諸経費は妙楽寺を始めとする諸寺院への礼金や代官所役人への礼金を含めて四六五匁、他に飯料米三石四斗・酒一石二斗であるが、奉納銀二四〇匁と金三兩、周辺三ヶ村寄付銀三七五匁と米五斗八升とでまかなって、残銀二三五匁を得ている(『信部家文書』)。

御霊信仰

雷神社のように中世に天神社として位置づけられたものは、

八・九世紀の御霊信仰によって形成された新しい神社や、その

影響によって神格変化をとげた神社などが含まれていたと推定できる。御霊の崇りの威力を鎮めるため、はなやかな歌舞で御霊を慰撫するとともに、より高度な普遍的宗教である密教によって崇りを鎮めるために、御霊神の司祭者に密教系僧侶が当たることになったものである。

御霊神社(中央町)の祭神も、もとは御霊さんである。

『日吉神社沿革資料』の中に、「夫それごりやう志んと申奉へ、其むかし天慶歳中に八所御霊神志(出)つ見(現)したまふ。たふくう(東宮)ごりやう神も、八所御りやうの其一神お此所に(勳)くわんしやうし奉り、ばんみんおまもらしめたもふ……」と書かれた、元禄十六年五月の記録『中町御霊宮破損二付、御公儀江奉願候奉加帳前書の控』がある。

「天慶歳中」と言えば、平将門が関東で叛乱し、藤原秀郷によって首級をあげられる時期(九三八〜九四〇)である。御霊神社は、その怨霊をはずめ

るために将門を祀ったものであろうが、これがいつしか祭神は「宮部善祥房」と転化している。

御霊の崇りとは具体的には疫病・天災であって五穀豊穡のマイナスの方向に働く力であり、雷神社が毎春、執行する御田植式には、律令制古代村落の班田農民層の新しい豊かな農村生活への確信が引き継がれ、歌い上げられているのである。

第八節 「庶民仏教」と石造遺物

庶民仏教

中世後期以来の仏教の葬祭・治病・招福の機能への発展を受けついで近世庶民の仏教信仰は、さらに普及化・習俗化されたという（『日本仏教史 III』）。それは盂蘭盆会・彼岸会など、祖霊祭としての意味をもって民間固有の祖霊崇拜と結合し、あるいは寺請仏教受容の基盤となったもの、他、巡礼・念仏講などの形態をとって、その象徴としての仏教石造物を数多く出した。

出現頻度表および分布図に見られるように、これら石造物は種類ごとに地域的・時代的な顕著な特色を示している。たとえば名号石・三界万霊塔などは寛文から元禄期に大きなピークを示し、地域的には浄土真宗檀家圏に皆無である。このことは、庶民仏教の在り方や興隆・変遷にどのように関っていたのであろうか。

念仏講と名号石

名号石とは名号（南無阿弥陀仏）を記した碑で、三界万霊塔とは三界（欲界・色界・無色界をい、衆生の住む世界の総称）に満ちる万霊供養の石碑である。その多くは、念仏信者が規約を設けて行なった念仏講中の建立になる。念仏とは何仏によらず自らの信仰する仏を念ずることをいうが、念仏を